質　問　回　答　書

業務名	谷茶地区定住促進事業民間活力導入可能性調査委託業務
回答日	令和８年１０月２７日（火）
回答者	恩納村役場　定住促進室

「谷茶地区定住促進事業民間活力導入可能性調査委託業務」公募型プロポーザルに関して提出された質問について、次のとおり回答します。なお、質問を行った参加者名は公開しません。

No.	質問内容	回答
1	様式２の業務実績調書について、記入欄が４件となっていますが、上限は４件と理解してよろしいでしょうか。また、５件以上記載した場合に、評価へどのように反映されるかご教示ください。	様式２の記入欄（４件）の範囲内で記載してください。記載件数による評価への反映はありません。
2	プロポーザル実施要領８．において、企画提案書作成要領として（１）～（４）の４項目が示されています。一方、審査実施要領６．プレゼンテーション内容や、同 10. 評価方法及び別紙１評価基準書の項目数、内容と一致していません。そのため、これらを参考にしつつ、提案者が企画提案書の項目構成を含め検討するものと理解していますが、相違ないでしょうか。	ご指摘のとおりです。 実施要領８．を修正し、（１）～（４）に「（５）導入機能及び土地活用方策」「（６）業務実施体制及び工程」を追加します。
3	プレゼンテーション審査における 30 分のプレゼンテーションでは、企画提案書だけでなく、業務実施体制表（様式７）や業務スケジュール（任意様式）等も説明の対象となる理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。上記６項目が説明対象となります。

No.	質問内容	回答
4	仕様書３．に対象地の概要が示されていますが、対象地の位置・形状等を把握できる資料（地図を赤枠で囲んだもの等）の提供をご検討ください。	具体的な資料は契約候補者に提供いたします。
5	実施要領「６．参加表明書等の提出」参加表明書等の提出書類一式の提出部数は各１部と考えてよいでしょうか。	お見込みのとおり、各１部です。
6	実施要領「７．企画提案書等の提出」（２）⑥その他（独自提案等）とありますが、②企画提案書に記載する仕様書に記載の無い事項を提案する場合に、⑥その他として任意に提出するものでしょうか。	独自提案は②企画提案書に記載して差し支えありません。 ⑥は補完資料がある場合の任意提出です。
7	実施要領「７．企画提案書等の提出」（３）②電子データの提出について、書き込みしたものを提出する場合、「ＤＶＤ」に限定されますか。「ＣＤ」でもよろしいでしょうか。	ＣＤ（ＣＤ－Ｒ）等でも可とします。
8	実施要領「９．審査方法」プレゼンテーション参加者が４者以下の場合、１１月１８日（水）以前のプレゼンテーション実施になる可能性はありますか。	１１月１８日（水）以前に実施する予定はありません。
9	実施要領「９．審査方法」プレゼンテーション参加者の予定を確保するため、現在想定されているプレゼンテーション候補日をご教示ください。	１１月２６日（木）、１１月２７日（金）で予定しています。 詳細は１１月上旬に電子メールで通知します。
10	【プレゼンテーション審査実施要領】 評価方法は、Ｐ３のとおりであり、配置予定者の実績のみが評価され、業務実績調書に記載する会社実績はあくまで参加資格を満たすかを確認するものと捉えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	質問内容	回答
11	【様式２】 業務実績調書に記載する実績の件数に制限はありますか。	No.１の回答のとおりです。
12	【仕様書「５．業務内容」（６）】 本項でＶＦＭ検討とありますが、本検討の結果によっては、村営で公共施設整備を行う想定があるということでしょうか。（例：定住促進住宅を市所有で整備）可能であれば、ＰＦＩ事業とする対象のご想定をご教示ください。 また、前段調査によって、全面土地の定期借地等の方向性が示された場合（公共施設整備ではなく、公有地活用事業の方向性となった場合など）、ＶＦＭ検討は不要と考えますが、その場合仕様変更等は発生しますか。	現時点で、村による公共施設整備やＰＦＩの対象施設は想定していません。ＶＦＭ検討はＰＦＩ等を導入する場合に行うものであり、不要となった場合の取扱いは契約後に協議します。

※本回答は、実施要領、仕様書及びプレゼンテーション審査実施要領と一体のものとして取り扱います。
※No.２の回答に伴い、実施要領８．を修正しています。修正後の実施要領をご確認ください。